

(参考様式2) 事前点検シート

計画主体名	山梨県、山梨県北州市
計画期間 実施期間	H22～H26 H22
総事業費(交付金)	94,148千円(47,073千円)

1. 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき画が策定する基本方針と適合しているか	○	目標及び事業活用活性化計画目標は、地域農産物処理加工施設の整備を通して、農産物の付加価値化と多用途化を図り農家所得の安定化させることにより、地域農業振興を促し、地域の活性化を目的としているため画の方針と適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他の各種関連計画・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	北州市農業経営意識の強化の促進に関する基本的構想及び北州市農業振興地域整備計画との連携、配慮及び調和がとれている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	地域農産物の加工のため、地域の農業者が中心となって組織を設立を予定しているため地域との合意形成はなされている。
事業の推進体制は確立されているか	○	北州市役所、山梨県中北地域普及センターが連携し、農業計画や資金調達などアドバイスを行っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	本事業で地域農産物処理加工施設を整備し、地域農産物の付加価値化及び多様化を図り、農業意識の強化を行うことで農業者の経営基盤安定のための販売量増進が目標としているため活性化計画目標と事業の整合性は図られている。
計画期間・実施期間は適切か	○	活性化計画5年間、実施期間も1年以内であり適切である。
交付事業予算額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	事業金額が94,148,150円で交付事業予算額がその1/2未満の47,073,000円であることから、交付限度額の範囲以内である。

2. 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力または地の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか	○	新たに整備するものである。
補助事業若しくは合体又は人材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当なし
交付対象とする施設等は償還価値資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	今回整備する施設については、鉄骨造りのため耐用年数は31年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官庁農産通知)により適切に行われているか)	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき、適切に行われている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果算定は7.38であり、算定結果は1.0以上である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業実施主体は構成員6人中農業者が4人の組織であり実施要綱の要件個別ごとの事業実施主体であり、要件である特定農山村法の指定地域である。事業内容は要領別紙に定める事業メニュー「農林産水産物処理加工施設」であるため要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	農業者の組織する法人であるLCC明野に對する交付であって、当該法人が定める施設利用規則に従って利用するものであり目的外使用のおそれはない。
施設等の活用の見直し等は適正か		
地帯間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の稼働状況と利用状況等を踏まえているか	○	近隣地区には類似施設がなく、近隣地区の利用状況を踏まえている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	処理加工施設を稼働することにより、地域農産物の出荷加価値化・多様化できるよう検討しており、年間を通じた活動が可能であり、利用機能的な作成を予定しているため、施設の有効利用が図れるよう検討した。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	圏域への通勤、地区へのアクセスなど、利用環境が有機的に行えるよう設置場所を検討した。
事業費算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	施設設置設計を行う中で、供給される農産物の出荷可能数量を基に積算し、その最低面積を把握しており、必要最低限で事業でないものを選択しており、概算設計も行っており、適正な積算である。
施設・整備コストの低減に努めているか	○	概算設計の中で低コスト・低価格に努めた設計をしている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、採用品の安いものを交付対象としていないか)	○	今回整備する施設には付帯設備はないため。
備品は交付対象として適正か(採用品の安いものを交付対象としていないか)	○	今回整備する施設で整備する備品については、それぞれ特化された備品のため採用品はない。
整備予定場所は、農事の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	地域農産物加工施設を整備するため、その予定場所については、作業効率及び出荷経路等を考慮し検討しているため、その条件をクリアする認可予定場所とした。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	法人の構成員の所有する土地で、所有者も承諾しているため、施設用地は確保されている。
事業実施主体の負担(総償、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業実施主体の負担については、販売費・運送などを精査し、出資金と金融機関からの借入金でまかなうこととし、キャッシュフローなどでシミュレーションし支払い可能との結論に至っており、償還計画が策定されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要資金は確保済みか)	○	事業実施主体の責任のもと管理運営される。また、ランニングコスト等も盛り込んだ事業計画を県・市の指導機関と共に照査する予定です。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は現実的であると適正なものとなっているか	○	今回整備する施設については、ランニングコストと施設更新費を含んだ事業計画はすでに算定済となっており適正である。
他の事業との合体実施等の場合、事業費の投分等が適正に行われているか	○	他の事業を一切取り入れておらず、投分対象の事業ではない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

注2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。